

感染症による登園停止期間の基準について

当園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の園児への感染拡大防止のため、登園を遠慮していただいています。医師の診断及び治療を受けられ、病気が軽快し、他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、医師より「登園許可証明書」を記入してもらい、園へ提出してください。

区分	病名	登園停止期間の基準
第2種 感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種 感染症	流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認めるまで かつ 結膜炎の症状が消失していること
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌(0-157, 0-26など)	医師により感染のおそれがないと認めるまで
第3種 その他	溶連菌感染症 手足口病 ①ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス感染症) ②ウイルス性胃腸炎(ロタウイルス感染症) ヘルパンギーナ RSウイルス感染症 マイコプラズマ肺炎 伝染性膿痂疹(とびひ) 伝染性紅斑(りんご病) ヒトメタニューモウイルス アデノウイルス 帯状疱疹 突発性発疹 アタマジラミ症 など	医師の判断による

☆第3種その他の感染症について

- ・一定の出席停止基準は設けられていませんが、発生や流行の動向によっては医師による登園許可の判断が必要となる場合があります。
- ・登園停止の必要のない疾患であっても診断は必要です。受診後、診断がでた場合にはお手数でも園に連絡ください。

☆上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。

☆令和5年4月学校保健安全法施行規則改正に伴い変更するものです。